

奥州市監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により行った定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成27年1月29日

奥州市監査委員 及 川 新 太
奥州市監査委員 松 本 富二郎
奥州市監査委員 佐 藤 邦 夫

1 監査の概要

(1) 監査の実施期間

予備監査 平成26年10月16日、17日、20日及び21日

本監査 平成26年10月22日

(2) 監査の対象とした部課等名

財務部

財政課、財産運用課、納税課、税務課及び各総合支所の総務企画課

(3) 監査の対象とした事項及び範囲

平成26年度(平成26年4月1日から平成26年8月31日まで)における財務等に関する事務の執行。なお、一部平成25年度分についても対象とした。

(4) 監査の目的及び着眼点

財務に関する事務が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

2 監査の結果

部課等(機関)名	監査の結果
財政課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
財産運用課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
納税課	財務等に関する事務について、おおむね良好に執行されていたと認められた。
税務課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
江刺総合支所総務企画課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
前沢総合支所総務企画課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
胆沢総合支所総務企画課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

衣川総合支所総務企画課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
-------------	---------------------------------

事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。

なお、次の部課等について、留意改善を要する事項は次のとおりである。

納税課

補助金事務において、補助金交付額の算定根拠が不明確なものが7件、領収書のあて名が交付先の団体名と相違しているなどの算定根拠資料に不備があるものが12件あるなど、適切さを欠く事務処理が見受けられたので、関係例規を遵守のうえ、改善されたい。